

ホテル・旅館の建物に係る固定資産評価の見直し

ホテル・旅館の用に供する建物に係る固定資産評価について、その評価を適正化するため、使用実態に即した見直しを行う。

現状と課題

- ホテル・旅館は、建物等の固定資産そのものが重要な商品であることから、顧客ニーズの変化を踏まえて、顧客ニーズに合致しなくなった建物は経過年数が比較的短くても除却されるような状況にある。
- 一方で、ホテル・旅館の用に供する建物に係る固定資産税に関しては、建築後、何年経過してもその評価額が下がらない等、使用実態に即したものになっているとは言い難いことから、その評価を適正化する必要がある。

税制改正要望の概要

- ◆対象税目 固定資産税
- ◆特例措置の対象 ホテル・旅館の用に供する建物
- ◆特例措置の内容 ホテル・旅館の用に供する建物に係る固定資産評価を実態に即したものに見直す。
- ◆政策の達成目標 国内観光旅行による国民一人当たり年間宿泊数 4泊(平成22年度)
国内における観光旅行消費額 30兆円(平成22年度)

ホテル・旅館の施設数

60,449施設
(平成21年3月31日現在)



【内訳】

ホテル営業: 9,603
旅館営業: 50,846



固定資産評価基準における経年減点補正率 基準表の経過年数

ホテル(非木造)

構造	経過年数
鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造	50年
煉瓦造、コンクリートブロック造及び石造	45年
鉄骨造(骨格材の肉厚が4mmを超えるもの)	35年
鉄骨造(骨格材の肉厚が3mmを超え4mm以下のもの)	28年
鉄骨造(骨格材の肉厚が3mm以下のもの)	20年

ホテル・旅館の適正な事業活動が確保されることで、観光立国の推進にも寄与

輸出物品販売場における輸出免税取引制度の見直しの検討

【現行消費税法の輸出物品販売場での免税手続き】

1. 非居住者による購入であること

外国人旅行者等日本国内に住所又は居所を有していない者(外国人であっても日本国内にある事務所に勤務する者及び日本に入国後6ヶ月以上経過した者は除く)

2. 許可を受けた「輸出物品販売場」において購入すること

あらかじめ事業者の納税地を所轄する税務署の許可を受けた「輸出物品販売場」での購入

3. 「所定の手続き」による購入であること

パスポート等を提示し、「輸出免税物品購入記録票」を作成(事業者によりパスポートに添付)、出国時の税関において同記録表を提出

4. 免税対象物品の販売であること

①物品の購入額の合計額が1万円超の物品、②通常の生活の用に供される物品であって消耗品は除く。

消耗品とは、「食品類、飲料類、たばこ、薬品類、化粧品類並びにフィルム、電池等」とされている。

	現行取扱上の課題	方向性(案)
免税対象物品の範囲	<ul style="list-style-type: none"> 化粧品などは消耗品としてではなくお土産品として購入されている実態 「通常の生活の用に供される物品」の定義が不明確 	<ul style="list-style-type: none"> 化粧品などでお土産として外国人旅行者が持ち出すものについては免税対象とする。
輸出物品販売場の許可	<ul style="list-style-type: none"> 納税主体毎の許可のため、ショッピングセンター(SC)等の場合テナント毎の許可が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 例えばSCについては一体として免税売り場とできるなどの改善を図る。
免税手続き	<ul style="list-style-type: none"> 店頭での申請手続きが煩雑 	<ul style="list-style-type: none"> 店舗毎での免税販売に加えて、欧米で主流の出国空港での一括還付方式の導入を検討する。

観光客が訪日前に期待したことのランキング(主要4市場)

中国		韓国		台湾		香港				
1	温泉	62.0	1	日本の食事	41.3	1	温泉	54.1		
2	ショッピング	54.0	2	温泉	39.1	2	日本の食事	54.1		
3	日本の食事	51.2	3	ショッピング	31.6	3	自然景観、田園風景	50.8		
4	自然景観、田園風景	50.9	4	自然景観、田園風景	28.2	4	ショッピング	47.2		
5	伝統的な景観、旧跡	32.0	5	伝統的な景観、旧跡	23.9	5	伝統的な景観、旧跡	39.9		
								5	繁華街の見物	26.1

訪日外国人は、日本でのショッピングへの期待が高い!

出典：日本政府観光局
「訪日外客訪問地調査2009」

訪日外国人旅行者のショッピングの利便性をさらに向上するため、**免税対象物品の見直し、出国時還付手続きの導入を含めた輸出物品販売場における輸出免税取引制度の見直しを検討。**